

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼CEO 猿田 隆

【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階

【報告義務発生日】 令和4年8月31日

【提出日】 令和4年9月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の増加、単体株券等保有割合の1%以上の増加

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	豊田合成株式会社
証券コード	7282
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和60年7月15日
代表者氏名	猿田 隆
代表者役職	代表取締役社長兼CEO
事業内容	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	委託業務管理部 深谷 友子
電話番号	03(6205)1997

## (2)【保有目的】

純投資(投資収益性を重視して行う投資)
---------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,863,100

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,863,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,863,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年8月31日現在)	V	130,071,104
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.97
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.80

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社 三井住友銀行
住所又は本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成8年6月6日
代表者氏名	高島 誠
代表者役職	頭取
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務企画部 政策投資室 伴 昌子
電話番号	03(4333)3166

## (2) 【保有目的】

政策保有目的
--------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	5,049,402		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 5,049,402	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,049,402

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年8月31日現在)	V	130,071,104
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.88
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.88

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
- (2) 株式会社 三井住友銀行

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	5,049,402		3,863,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,049,402	P	Q 3,863,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	8,912,502
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

## (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年8月31日現在)	V	130,071,104
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.69

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	3,863,100	2.97
株式会社 三井住友銀行	5,049,402	3.88
合計	8,912,502	6.85